

床面積及び建物の番号があるときは、建物の番号を、敷地に関する権利については、その割合を記載すること。

③ 共用部分の記載については、「区分した建物の表示」欄に共用部分の家屋番号、構造、面積及び床面積を記載すること。

④ 電子計算機その他の機器により記載する場合には、それに必要な限度において、欄を適宜並び替え、又は新たに欄を設けることができるものとすること。

別記様式第六（第十六条関係）

別記様式第六（第十六条関係）
被災市街地復興特別措置法第14条第2項の規定による処分に係る
各筆各種利便権算明細

別記様式第七（第十六条関係）

別記様式第七（第十六条關係）